

水道水源保護条例 4月から施行

良質な水源を大切に守りましょう

私たちの日常生活を支える最も不可欠な「水道」。その水源を保全し、市民の生活と健康を守ることを目的とした「水道水源保護条例」が4月1日から施行されます。

同条例では、▽市は、水源保護のため「水道水源保護区域」を指定できること▽同区域内で水源の水質への影響の恐れがある施設（特定施設Ⅱ下記①）や地下水の汚濁・水質低下の恐れがある行為（対象行為Ⅱ下記）を行う事業者（特定事業者）は事前に市に届け出を行うこと▽特定事業者は、同区域内での事業活動による排出水の品質について、定められた指針値を順守するよう努めなければならぬこと▽特定事業者は、市と「水道水源保護協定」を結ぶことなどが定められています。

届け出が必要な事業活動
水道水源保護区域内で次の特定施設の設置または対象行為を行う場合は、工事に着手する前に市へ届け出てください。

① 特定施設 脇田郷・前堀区域

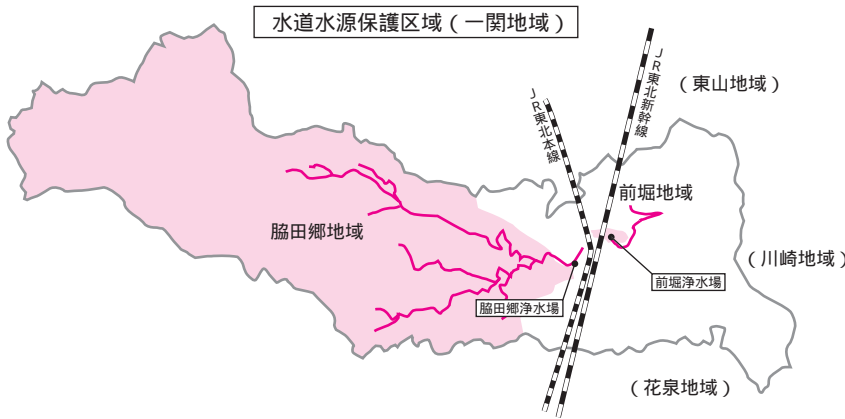
- ▽畜産農業
- ▽鉱業
- ▽採石業および砂利採取業
- ▽飲食業
- ▽クリーニング業
- ▽危険物の貯蔵・販売または処理業
- ▽旅館業
- ▽リゾート関連事業
- ▽産業廃棄物処理業

② 対象行為（前堀区域）

- ▽宅地造成
- ▽井戸の掘削
- ▽地下工作物・地下室の築造や特殊基礎工事

※事業面積や内容などよっては、届け出の対象とならないものがあります。

詳しくは問い合わせください。



市では今回、磐井川の表流水を保護する区域として**脇田郷区域（一関地域）**、**前堀水源の地下水を保護する区域として前堀区域（同）**の2カ所を水道水源保護区域に指定しました（上の図のとおり）。

今回指定しなかった水源についても、皆さんで大切に守っていきましょう。

●問い合わせ先

浄配水課（脇田郷浄水場内）

☎0181

磐井病院

新病院移転に伴う救急患者受け入れの中止について

移転に伴い3月29日（水）から4月3日（月）までの外来休診期間中における救急患者受け入れについては、移転作業および入院患者の搬送のため次のとおり受け入れを中止させていただきます。

◆救急患者受け入れ中止期間

3月30日（木）17:00から4月1日（土）17:00まで

※4月1日（土）17:00からは、新病院での救急患者受け入れとなります。

●問い合わせ先 磐井病院 ☎23-3452

一関清掃センター臨時休業のお知らせ

機器などの整備および設定変更に伴い、次のとおり臨時休業となります。

◆休業する日 4月1日（土）、2日（日）

◆休業理由

トラックスケールデータ処理システム設定変更作業のため

●問い合わせ先 一関地方衛生組合 ☎21-2157
（4/1より「一関清掃センター」になります）

高病原性鳥インフルエンザ対策は万全ですか！

平成16年以降、国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が散発しています。

また、周辺の諸外国（中国、インドネシア、タイなど）では、本病のまん延が報告されています。

県内での発生を防ぐため、本病の侵入防止・発生予防対策を徹底してください。

◆発生予防対策を実施しましょう！

対策のポイント

- 飼養する鳥の健康状態を観察しましょう
- 飼育舎の消毒を定期的に行いましょう
- 野鳥などが、飼育舎や給水源に侵入しないようにしましょう（防鳥ネットの設置など）
- 関係者以外の方がみだりに飼育舎に入りにないようにしましょう

◆万が一、飼っている鳥に異常な症状がみられたら、早急に連絡してください。

●連絡先

県南家畜保健衛生所（鶏） ☎0197-23-3531

一関地方振興局（鶏以外の飼育鳥） ☎26-1415

千厩地方振興局（〃） ☎75-2211